

# 国立大学法人滋賀大学学則（案）

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 自己評価等及び教育研究等の状況の公表（第2条・第3条）
- 第3節 組織（第4条—第13条の2）
- 第4節 役員及び職員等（第14条—第19条）
- 第5節 運営組織（第20条—第26条）

### 第2章 学部

- 第1節 目的（第26条の2）
- 第2節 収容定員（第27条）
- 第3節 修業年限等、学年、学期及び休業日（第28条—第31条）
- 第4節 教育課程、授業及び単位数等（第32条—第38条）
- 第5節 入学、休学、退学、転学及び留学（第39条—第55条）
- 第6節 授業料等（第56条—第65条）
- 第7節 試験、卒業、学位授与及び教育職員免許状（第66条—第69条）
- 第8節 褒賞、除籍及び懲戒（第70条—第72条）
- 第9節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生（第73条—第76条）

### 第3章 大学院

- 第1節 目的（第77条—第81条）
- 第2節 教員組織（第82条）
- 第3節 収容定員（第83条）
- 第4節 修業年限等、学年、学期及び休業日（第84条・第85条）
- 第5節 教育課程、授業及び単位数等（第85条の2—第94条）
- 第6節 入学、休学、退学、転学及び留学（第95条—第107条）
- 第7節 授業料等（第108条・第109条）
- 第8節 修了要件、学位授与及び教育職員免許状（第110条—第114条）
- 第9節 褒賞、除籍及び懲戒（第115条）
- 第10節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生（第116条—第120条）

### 第4章 専攻科（第121条—第129条）

### 第5章 公開講座（第130条）

### 第6章 学寮（第131条・第132条）

## 第1章 総則

### 第1節 目的

（目的）

第1条 国立大学法人滋賀大学（以下本章において「法人」という。）が設置する滋賀大学（以下「本学」という。）は、教育基本法の精神と本学の理念に則り、豊かな一般教養と専門学科に関する最高の教育を授けるとともに、最深の学理を究めもってわが国文化の発展を図り世界の進歩に寄与することを目的とする。

### 第2節 自己評価等及び教育研究等の状況の公表

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究の水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の自己評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 第1項の自己評価を行うに当たっては、第4条及び第5条に定める学部及び研究科について、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 学位授与方針が本学の目的に則して定められていること。
- (2) 教育課程方針が本学の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること。
- (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること。

(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、本学における教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表するものとする。

### 第3節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

教育学部

経済学部

データサイエンス学部

2 学部に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

教育学研究科

経済学研究科

データサイエンス研究科

3 大学院に関する事項は、別に定める。

(専攻科)

第6条 本学に特別支援教育専攻科を置く。

(機構)

第7条 本学に次の機構を置く。

情報機構

教育・学生支援機構

研究推進機構

国際交流機構

産学公連携推進機構

(学内共同教育研究施設)

第8条 本学に次の学内共同教育研究施設を置く。

データサイエンス教育研究センター

(附属学校)

第9条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校

(附属図書館)

第10条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

(保健管理センター)

第11条 本学に保健管理センターを置く。

2 前項の保健管理センターに分室を置く。

(障がい学生支援室)

第11条の2 本学に障がい学生支援室を置く。

(規程)

第12条 第7条から前条までに関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第13条 本学に教員組織を置く。

2 教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第13条の2 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4節 役員及び職員等

(役員)

第14条 法人の役員は、学長、理事及び監事とする。

(職員)

第15条 法人に次の種類の職員を置く。

教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、教務職員及びその他必要な職員

(副学長)

第16条 本学に副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長及び副学部長)

第17条 第4条に掲げる学部に、学部長を置く。

2 前項の学部に、副学部長を置くことができる。

3 学部長及び副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長及び副研究科長)

第18条 第5条に掲げる研究科に研究科長を置く。

2 前項の研究科に、副研究科長を置くことができる。

3 研究科長及び副研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

(機構等の長)

第19条 第7条から第11条の2に掲げる機構、学内共同教育研究施設、附属学校、附属図書館、保健管理センター及び障がい学生支援室のそれぞれに長又は所長を置く。

## 第5節 運営組織

(役員会)

第20条 法人に、運営に関する重要な事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第21条 法人に、学長の選考及び解任に関する事項を審議するため、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第22条 法人に、経営に関する重要な事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第23条 法人に、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会と教育研究評議会の合同委員会)

第24条 法人に、経営と教育研究に関する重要な事項を審議するため、経営協議会と教育研究評議会の合同委員会を置くことができる。

2 合同委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第25条 第4条に掲げる学部に、それぞれの教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要であると認めるもの

(4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 その他教授会に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(研究科委員会)

第26条 第5条に掲げる研究科に、それぞれの教育研究に関する重要な事項を審議するため、研究科委員

会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
  - (4) 前号の教育研究に関する重要な事項は、学長が別に定める。
- 3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他研究科委員会に関し必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

## 第2章 学部

### 第1節 目的

（目的）

第26条の2 本学の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、学部、学科又は課程ごとに別に定める。

### 第2節 収容定員

（収容定員）

第27条 各学部の学科又は課程及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	230		920
	計	230		920
経済学部	経済学科			
	昼間主コース	165	5	670
	夜間主コース	11		44
	ファイナンス学科			
	昼間主コース	55	3	226
	夜間主コース	9		36
	企業経営学科			
	昼間主コース	75	4	308
	夜間主コース	10		40
	会計情報学科			
社会システム学部	昼間主コース	50	3	206
	夜間主コース	9		36
	社会システム学科			
昼間主コース	65	5	270	
	夜間主コース	11		44

	計	460	20	1,880
データサイエンス学部	データサイエンス学科	100		400
	計	100		400
合計		790	20	3,200

### 第3節 修業年限等、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学期間)

第28条 修業年限は、4年とする。

2 本学において、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生(本学の学生以外の者に限る。)として、一定の単位を修得した後に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるとときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、相当期間を2年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

3 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、前項の規定により相当期間を修業年限に通算された者及び第43条、第44条若しくは第45条の規定により入学を許可された者又は第46条の規定により転学部を許可された者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

(学年)

第29条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要があると認める場合、学長は、春学期及び秋学期の期間を臨時に変更することができる。

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

開学記念日 5月31日

夏季休業

冬季休業

2 前項の夏季休業及び冬季休業の期間は、学長が別に定める。

3 必要がある場合、学長は、第1項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第4節 教育課程、授業及び単位数等

(教育課程)

第32条 本学の教育課程は、学部、学科及び課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 本学に、全学に共通する授業科目として、教養教育に関する科目及び体験学習に関する科目を置く。

3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第1項及び第2項に規定する授業科目は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 全学に共通する授業科目に関し必要な事項は、別に定める。

6 教育課程及び授業に関することは、学部ごとに別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第33条 前条の教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(以下

- 「他大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修(平成3年文部省告示第68号)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

3 前項の認定に関する手続等は、学部ごとに別に定める。

(休学期間中の履修等)

第34条の2 前2条の規定は、休学期間中についても適用する。この場合において、第33条第2項中「外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学する場合」とあるのは「外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)において授業科目を履修する場合」とする。

(遠隔授業により修得できる単位数)

第34条の3 第32条第3項の授業の方法により修得できる単位数は、60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、124単位を超える単位数を卒業の要件としている課程・学科において、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第1項の授業により64単位以上を修得しているときは、60単位を超えることができる。

(単位)

第35条 1の授業科目に対する課程を修了した学生には、単位を与える。

(単位数)

第36条 各授業科目に対する単位数は、学部ごとに別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第36条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、学部ごとに別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に、大学若しくは短期大学又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第34条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第43条及び第45条に規定する編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに第34条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定することができる。

4 前項の認定に関する手續等は、学部ごとに別に定める。

(単位数の上限)

第38条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に規定する単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

3 前2項の登録に関する手續等は、学部ごとに別に定める。

## 第5節 入学、休学、退学、転学及び留学

### (入学期)

第39条 入学期は、毎学年の始めとする。

### (入学資格)

第40条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他本学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続及び検定料の免除)

第41条 入学を志願する者は、入学願書に第56条に規定する検定料及び別に指定する書類を添え、所定の期日までに学長に願い出なければならない。ただし、特別な事情により検定料の納付が著しく困難であると認められる場合には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

### (入学志願者の選抜)

第42条 学部に入学を志願する者については、学部において選抜を行い入学を許可すべき者を定める。

### (相当年次に入学を許可する入学志願者の資格)

第43条 次の各号の一に該当する者で、学部に入学を志願する者については、学部において選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による大学学部、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の入学に関する手続等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。

### (転入学及び再入学)

第44条 次の各号の一に該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、転入学を志願する者
- (2) 第53条の規定により退学した者又は第71条の規定により除籍された者で、再入学を志願する者

2 前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。

### (第3年次入学志願者の資格)

第45条 次の各号の一に該当する者で、経済学部の第3年次に入学を志願する者については、学部において選考の上、入学を許可する。

- (1) 学士の学位を有する者

- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
  - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
  - (4) 第43条第1項第4号に規定する者
  - (5) 第43条第1項第5号に規定する者
  - (6) 前各号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者
- 2 前項の入学に関する手続等については、本学に入学を志願する者に関する規定を適用する。  
(転学部)

第46条 本学の1の学部に在学する学生で、本学の他の学部に転学部を志願する者については、当該学部において選考の上、相同年次に転学部を許可することがある。

(入学手続及び入学許可)

第47条 入学選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学誓書及び別に指定する書類を提出するとともに、第56条に規定する入学料を納付しなければならない。ただし、特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合又は別の定めに該当する場合は、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。ただし、前項ただし書の規定に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第48条 本章に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料及び入学料)

第49条 既納の検定料及び入学料は、これを返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、入学料を免除された者の既納の入学料のうち、免除された入学料に相当する額を返還する。また、次の各号に該当するときは、検定料を返還することができる。

- (1) 第42条に定める入学者の選抜において、出願書類等による選抜(以下この条において「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下この条において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合における第1段階目の選抜の不合格者に対する検定料については、当該者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- (2) 第41条に定める出願手続において、出願受理後に本学が指定する大学入学共通テスト受験科目の不足等により出願無資格者であることが判明した者に対する検定料については、当該者の申出により第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

(休学)

第50条 疾病又はその他やむを得ない理由のため3か月以上修学できない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学が不適当と認められる学生に対しては、学長はこれに休学を命ずることができる。

(休学期間)

第51条 休学期間は、これを在学期間に通算しない。

- 2 休学期間は通じて4年を超えることができない。

(復学)

第52条 休学期間にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第53条 学生が退学しようとするときは、書面をもつてその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第54条 他の大学に転学を志望する学生は、書面をもつてその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第55条 第33条第2項の規定により、外国の大学等で履修するため留学を志望する学生は、書面をもつてその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により留学した期間は、第28条に規定する修業年限に通算するものとする。

- 3 前2項に関する必要な事項は、別に定める。

## 第6節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第56条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人滋賀大学における授業料その他費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用に関する規程」という。）の定めるところによる。

(授業料の徴収方法等)

第57条 授業料は、毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、月割分納を認めることができる。

2 納付の時期は、第61条の規定により授業料の徴収猶予を許可された場合を除き、前期にあっては4月、後期にあっては10月とする。

3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項本文及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに、納付することができる。

(転学、退学、停学又は除籍の者の授業料)

第58条 転学、退学又は除籍の者であっても、その期の授業料はこれを徴収する。

2 停学の者であっても、その期間中の授業料はこれを徴収する。

(休学者の授業料)

第59条 学生の休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学する日が月の初日からのときは、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、第57条第2項に規定する納付月の末日経過後において休学を許可した（授業料の月割分納又は徴収猶予を許可している学生を除く。）場合は、その期の授業料についてはこの限りではない。休学中の者が復学したときは、月割計算により復学当月から復学を許可した月にその期の授業料を徴収する。

(留学生の授業料)

第60条 留学期間中の授業料は、納付しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第61条 学生が次の各号の一に該当するときは、その期の授業料の全額又は一部を免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められるとき

(2) 特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められるとき

(授業料の全額免除)

第62条 学生が次の各号の一に該当するときは、未納の授業料の全額を免除することができる。

(1) 死亡したとき

(2) 長期間にわたり行方不明の者を除籍するとき

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないものを授業料の未納を理由として除籍する時

(授業料の免除及び徴収猶予の申請)

第63条 第61条の規定により授業料の免除又は猶予を受けようとする者は、その事情を具し学長に願い出るものとする。

(授業料免除者の授業料)

第64条 授業料を免除された者がその理由を失ったときは、その月から月割をもつてその期の授業料を徴収する。

(既納の授業料)

第65条 既納の授業料はこれを返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者（以下「一括納付者」という。）又は前期分若しくは後期分を納付した者が、第57条第2項に定める納付月の末日までに休学を申請し許可された場合の休学許可期間に係る授業料に相当する額

(2) 一括納付者が、春学期終了時に卒業を認められた場合の後期に係る授業料に相当する額

(3) 一括納付者が、9月30日までに、退学した場合又は除籍された場合の後期に係る授業料に相当する額

(4) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学する年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額

(5) 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、授業料を免除された者の既納の授業料のう

ち、免除された授業料に相当する額

## 第7節 試験、卒業、学位授与及び教育職員免許状

### (試験)

第66条 試験に関する事項は、学部ごとに別に定める。

### (卒業)

第67条 本学に4年（第28条第2項の規定により相当期間を修業年限に通算された者及び第43条、第44条若しくは第45条の規定により入学を許可された者又は第46条の規定により転学部を許可された者については、それぞれの場合の修学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目及び単位を修得した者については、卒業と認める。

2 卒業を認めた者には、学士の学位を授与する。

### （早期卒業）

第67条の2 本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者については、第28条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、卒業と認めることができる。

2 卒業を認めた者には、学士の学位を授与する。

3 早期卒業に関するることは、別に定める。

### （学位授与）

第68条 学士の学位の授与に関する事項は、国立大学法人滋賀大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「学位規程」という。）の定めるところによる。

### （教育職員免許状）

第69条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表のとおりとする。

学部	学科又は課程	免許状	
		種類	教科
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、家庭、情報、英語
		特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自	

		由者、病弱者)	
--	--	---------	--

3 前2項に規定する教育職員免許状取得の所要資格に係る単位の修得方法その他必要な事項は、別に定める。

### 第8節 褒賞、除籍及び懲戒

#### (褒賞)

第70条 優秀な学生に対しては、学長は学部長の推薦に基づき表彰を行うことがある。

#### (除籍)

第71条 次の各号の一に該当する者は、学部長の具申に基づき学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除又は徴収猶予を願い出した者のうち、免除又は徴収猶予が不許可になった者、一部免除が許可になった者又は徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 第28条第3項に規定する在学期間を超えた者
- (4) 第51条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (5) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

#### (懲戒)

第72条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学は3か月以上にわたるときは、その期間は在学期間に通算しない。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

### 第9節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

#### (科目等履修生)

第73条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目中1科目又は複数科目を履修することを志願する者があるときは、学部において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (特別聴講学生)

第74条 他大学等の学生で本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可する。

2 前項の規定は、外国の大学等の学生にこれを準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (研究生)

第75条 学部において特殊事項について研究することを志願する者があるときは、学部において選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

#### (外国人留学生)

第76条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもつて入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学部において選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生は、第27条、第83条及び第121条に規定する入学定員外とすることができます。

3 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第3章 大学院

## 第1節 目的

### (目的)

第77条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、研究科ごとに別に定める。

### (研究科)

第78条 教育学研究科は、専門職学位課程とする。

2 経済学研究科は、博士課程とし、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 データサイエンス研究科は、博士課程とし、これを博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

### (博士前期課程の目的)

第79条 博士前期課程は、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこととする。

### (博士後期課程の目的)

第80条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

### (専門職学位課程の目的)

第80条の2 専門職学位課程は、学校・教育現場を主要な学びのフィールドとし、優れた専門性をもつ研究者教員と豊かな実務経験をもつ実務家教員の連携・協働による指導を通じて、理論と実践の融合の中で自らの実践的指導力を高め続けることのできる能力の育成を目的とする。

### (専攻)

第81条 研究科に次の専攻を置く。

研究科	専攻	課程
教育学研究科	高度教職実践専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻 グローバル・ファイナンス専攻	博士前期課程
	経済経営リスク専攻	博士後期課程
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	博士前期課程
	データサイエンス専攻	博士後期課程

2 前項の高度教職実践専攻は、専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

### (兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第81条の2 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、岐阜大学、岡山大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、岐阜大学、岡山大学及び鳴門教育大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

## 第2節 教員組織

### (教員組織)

第82条 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学

院設置基準に定める資格を有する教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定める資格を有する専任講師又は助教が担当することができる。

- 2 大学院の授業を行うために、適当な者が得られない場合には、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定める資格を有する非常勤講師をもつて充てることができる。

### 第3節 収容定員

(収容定員)

第83条 大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程・教職 大学院の課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	高度教職実践専攻	35	70		
	小計	35	70		
経済学研究科	経済学専攻	13	26		
	経営学専攻	13	26		
	グローバル・ファイナンス専攻	6	12		
	小計	32	64		
	経済経営リスク専攻			3	9
	小計			3	9
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	40	80		
	小計	40	80		
	データサイエンス専攻			3	9
	小計			3	9
合計		107	214	6	18

### 第4節 修業年限等、学年、学期及び休業日

(標準修業年限及び在学年限)

第84条 博士前期課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

- 2 博士前期課程及び教職大学院の課程には4年、博士後期課程には6年を超えて在学することができない。ただし、第105条の規定に基づいて入学した者については、修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第94条第1項の規定により、計画的な履修を認められた学生の在学年限は、研究科ごとに別に定める。

(学年、学期及び休業日)

第85条 大学院の学年、学期及び休業日については、第29条から第31条までの規定を準用する。

### 第5節 教育課程、授業及び単位数等

(教育課程の編成方針)

第85条の2 大学院の教育課程（教職大学院の課程を除く。）は、研究科及び専攻の教育上の目的を

達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教職大学院の教育課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に編成するものとする。
- 3 前2項に規定する授業科目は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する授業科目は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 教育課程の編成は、研究科ごとに別に定める。

（授業及び研究指導）

第86条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、教職大学院の課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう学校実習、事例研究及び現地調査その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。

（教育方法の特例）

第87条 研究科において教育上特別の必要があると認めるとときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び単位数）

第88条 授業科目及び単位数は、研究科ごとに別に定める。

（履修方法等）

第89条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、研究科ごとに別に定める。

（成績評価基準等の明示等）

第89条の2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。
- 3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（他の研究科における授業科目の履修）

第90条 研究科において教育上有益と認めるときは、当該研究科の学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第91条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院(これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。)に留学する場合、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。
- 3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（休学期間中の履修等）

第91条の2 前条の規定は、休学期間にについても適用する。この場合において、前条第2項中「外国の大学院(これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。)に留学する場合」とあるのは「外国の大学院(これに相当する高等教育機関等を含む。以下「外国の大学院等」という。)において授業科目を履修する場合」とする。

（他の大学院又は研究所等における研究指導）

第92条 研究科において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学長は、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等又は研究所等に留学する場合について準用する。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第93条 研究科において教育上有益と認めるときは、学生が研究科入学前に、本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生等として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第94条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

## 第6節 入学、休学、退学、転学及び留学

(入学期)

第95条 入学期は、毎学年又は毎学期の始めとする。ただし、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(博士前期課程の入学資格)

第96条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学した者（学校教育法第102条第2項の規定により、これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、研究科において、所定の単位を優れた成績をもつて修得したものと認めた者
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(教職大学院の課程の入学資格)

第96条の2 教職大学院の課程に入学することのできる者は、前条の各号のいずれかに該当し、かつ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状を有する者とする。

(博士後期課程の入学資格)

第97条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位（以下「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職

学位に相当する学位を授与された者

- (4) 外国の大院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
（出願手続及び検定料の免除）

第98条 入学を志願する者は、入学願書に第108条に規定する検定料及び別に指定する書類を添え、所定の期日までに学長に願い出なければならない。ただし、特別な事情により検定料の納付が著しく困難であると認められる場合には、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第99条 入学を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第100条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに第108条に規定する入学料を納め、所定の書類を提出しなければならない。ただし、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者、又は特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、前項ただし書の規定に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（入学料の免除及び徴収猶予）

第101条 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料及び入学料）

第102条 既納の検定料及び入学料は、これを返還しない。

（休学）

第103条 休学の取扱いについては、第50条、第51条第1項及び第52条の規定を準用する。

2 休学期間は、博士前期課程及び教職大学院の課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることはできない。

（退学）

第104条 退学の取扱いについては、第53条の規定を準用する。

（転入学及び再入学）

第105条 次の各号の一に該当する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の大学院の学生で、転入学を志願する者
- (2) 前条の規定により退学した者で、再入学を志願する者

2 前項の規定に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

（転学）

第106条 他の大学院に転学を志望する学生は、書面をもつてその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（留学）

第107条 第91条及び第92条の規定により、外国の大院等又は研究所等に留学を志望する学生は、書面をもつてその旨学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第84条に規定する修業年限に通算するものとする。

3 前2項に関する必要な事項は、研究科ごとに別に定める。

## 第7節 授業料等

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第108条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、費用に関する規程の定めるところによる。

(授業料等の納付、徴収猶予及び免除)

第109条 授業料及び寄宿料の納付並びに授業料の徴収猶予、免除については、第57条から第65条までの規定を準用する

## 第8節 修了要件、学位授与及び教育職員免許状。

(博士前期課程の修了要件)

第110条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年（長期履修学生にあっては、認められた修学年限の年数）以上在学して研究科ごとに定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げたと認めた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第111条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（長期履修学生にあっては、認められた修学年限の年数）以上在学し、研究科が定める所定の授業科目及び単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げたと認めた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第111条の2 教職大学院の課程を修了するためには、当該課程に2年（長期履修学生にあっては、認められた修学年限の年数）以上在学して所定の授業科目及び単位を修得することとする。

(学位論文及び最終試験)

第112条 学位論文及び最終試験に関する事項は、学位規程の定めるところによる。

(学位授与)

第113条 博士前期課程、博士後期課程又は教職大学院の課程を修了した者には、学位規程の定めるところにより、修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第114条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者については、第69条第1項の規定を準用する。

2 研究科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻	免許状の種類	免許教科
教育学研究科	高度教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、宗教
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保

		健、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、職業指導、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語、宗教
	特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）	

## 第9節 褒賞、除籍及び懲戒

(褒賞、除籍及び懲戒)

第115条 褒賞、除籍及び懲戒については、第70条から第72条の規定を準用する。

## 第10節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第116条 研究科の学生以外の者で、研究科の授業科目中1科目又は複数科目を履修することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第117条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第118条 研究科において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第119条 他の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院の研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを許可することがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第120条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもつて入国し、本学の大学院に入学を志願する者があるときは、研究科において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 専攻科

(収容定員)

第121条 特別支援教育専攻科の収容定員は、次の表のとおりとする。

専攻科の名称	専攻	収容定員
特別支援教育専攻科	障害児教育専攻	30

(入学資格)

第122条 特別支援教育専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、幼

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) その他専攻科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  
(修業年限及び在学期間)

第123条 専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 専攻科の在学期間は、2年を超えることができない。  
(入学期)

第124条 専攻科の入学期は、毎学年の始めとする。

(教育課程及び履修方法)

第125条 専攻科の教育課程及び履修方法は、別に定める。  
(修了証書)

第126条 専攻科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者には、修了証書を授与する。  
(教育職員免許状)

第127条 教育職員免許状取得の所要資格を得ようとする者については、第69条第1項の規程を準用する。

- 2 専攻科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）又は特別支援学校教諭専修免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）とする。  
(準用)

第128条 第41条、第42条、第47条、第49条(ただし書を除く。)、第50条から第53条まで、第56条から第65条まで、第70条から第72条の規定は、専攻科の学生にこれを準用する。この場合において、第51条第2項中「4年」とあるのは、「1年」と、第71条第3号中「第28条第3項」とあるのは、「第123条第2項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(聴講生)

第129条 専攻科の授業科目中1科目又は複数科目を聴講することを志願する者があるときは、学部において選考の上、専攻科の聴講生として入学を許可することがある。

- 2 専攻科の聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 公開講座

(公開講座)

第130条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 学寮

(学寮)

第131条 学生は希望により学寮に入寮することができる。

(学寮の管理運営)

第132条 学寮の管理運営その他必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 平成16年 3月31日に本学に在学する者については、第27条、第38条第1項及び第69条の規定にかかわらず、滋賀大学通則（昭和25年 2月 7日制定）の規定によるものとする。
- 3 平成16年 3月31日に本学大学院に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、滋賀大学大学院学則（平成 3年 4月 1日制定）の規定によるものとする。
- 4 第83条に規定する経済学研究科の経済経営リスク専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成16年度は次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士後期課程	
		収容定員	
経済学研究科	経済経営リスク専攻	12	
	小計	12	
合計		12	

#### 附 則

- 1 この学則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 第27条に規定する経済学部の経済学科及び社会システム学科の各夜間主コースの収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは、次のとおりとする。

学部	学科	収容定員		
		平成 17年 度	平成 18年 度	平成 19年 度
経済学部	経済学科			
	夜間主コース	33	34	35
	社会システム学科			
	夜間主コース	39	38	37

#### 附 則

この学則は、平成17年 4月12日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成17年10月11日から施行する。ただし、第40条第6号の改正規定については、平成17年12月 1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月 1日から施行する。
- 2 第27条に規定する教育学部の学校教育教員養成課程及び情報教育課程の各収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成	平成	平成

		18年度	19年度	20年度
教育学部	学校教育教員養成課程	600	640	680
	情報教育課程	240	200	160

#### 附 則

この学則は、平成18年10月27日から施行し、改正後の第103条の規定は、平成18年4月1日から休学を許可された者から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成20年1月15日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成23年12月20日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 教育学部の情報教育課程は、改正後の第7条及び第27条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第27条に規定する教育学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育学部	学校教育教員養成課程	760	800	840
	情報教育課程	90	60	30
	環境教育課程	110	100	90

#### 附 則

この学則は、平成24年6月26日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に本学に在学する者については、第67条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第83条に規定する経済学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成26年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程
		収容定員
経済学研究科	経済学専攻	38
	経営学専攻	40
	グローバル・ファイナンス専攻	16
合計		94

#### 附 則

- 1 この学則は、平成26年 7月 1日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。
- 2 平成25年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 教育学部の環境教育課程は、改正後の第7条及び第27条の規定にかかわらず、平成27年 3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第27条に規定する教育学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度
教育学部	学校教育教員養成課程	900	920	940
	環境教育課程	60	40	20

#### 附 則

この学則は、平成27年 8月 1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成28年 5月17日から施行し、平成28年 4月 1日から適用する。

#### 附 則

この学則は、平成28年 8月 1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行する。

2 経済学部の情報管理学科は、改正後の第27条の規定にかかわらず、平成29年 3月31日に当該学科に在学する者（平成29年4月 1日以降において、当該学生の属する年次に編入学及び転入学する者を含む。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 第27条に規定する教育学部、経済学部及びデータサイエンス学部の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までは、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 2 9年度	平成 3 0年度	平成 3 1年度

教育学部	学校教育教員養成課程	930	940	930
	環境教育課程	20		
	計	950	940	930
経済学部	経済学科			
	昼間主コース	696	686	678
	夜間主コース	38	40	42
	ファイナンス学科			
	昼間主コース	241	236	231
	夜間主コース	33	34	35
	企業経営学科			
	昼間主コース	323	318	313
	夜間主コース	34	36	38
	会計情報学科			
	昼間主コース	221	216	211
	夜間主コース	33	34	35
	情報管理学科			
	昼間主コース	186	126	63
	夜間主コース	24	16	8
データサイエンス学部	社会システム学科			
	昼間主コース	283	278	274
	夜間主コース	38	40	42
	計	2,150	2,060	1,970
	データサイエンス学科	100	200	300
合計	計	100	200	300
		3,200	3,200	3,200

- 4 平成29年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 教育学研究科の障害児教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第81条及び第83条の規定にかかわらず、平成29年 3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 6 第83条に規定する教育学研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成29年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程・修士課程
------	-----	---------------

		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	63
	高度教職実践専攻	20
	障害児教育専攻	5
	教科教育専攻	42
	小計	130

7 平成29年 3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 2 平成30年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 平成31年 3月31日に本学に在学する者については、第69条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第83条に規定する教育学研究科、経済学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成31年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程・ 教職大学院の課程
		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	80
	高度教職実践専攻	40
	小計	120
経済学研究科	経済学専攻	31
	経営学専攻	31
	グローバル・ファイナンス 専攻	12
	小計	74
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	20
	小計	20
合計		214

4 平成31年 3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和2年 4月 1日から施行する。
- 2 第83条に規定する経済学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士後期課程	
		収容定員	
		令和2年度	令和3年度
経済学研究科	経済経営リスク専攻	15	12
	小計	15	12
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	3	6
	小計	3	6
合計		18	18

#### 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 教育学研究科の学校教育専攻は、改正後の第81条及び第83条の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第83条に規定する教育学研究科及びデータサイエンス研究科の収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和3年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程・博士前期課程・ 教職大学院の課程
		収容定員
教育学研究科	学校教育専攻	35
	高度教職実践専攻	55
	小計	90
データサイエンス研究科	データサイエンス専攻	60
	小計	60

- 4 令和3年3月31日に本学に在学する者については、第114条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 滋賀大学大学院教育学研究科委員会規程（案）

### （設置）

第1条 国立大学法人滋賀大学学則(平成16年4月1日制定)第26条第4項の規定に基づき、滋賀大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

### （組織）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科を担当する専任の教員

### （審議事項）

第3条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (3) 研究科長及び副研究科長の候補者の推薦に関する事項
- (4) 学生に対する懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分に関する事項
- (5) その他研究科の教育研究及び運営に関する重要事項

2 研究科委員会は、学長が学則第26条2項に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

### （会議の招集及び議長）

第4条 研究科長は、研究科委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 研究科委員会は、毎月1回開催することを原則とする。ただし、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の4分の1以上から開催の要求があったときは、研究科委員会を開催するものとする。

3 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長の指名した委員が、その職務を代理する。

### （定足数）

第5条 研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、委員の総数に算入しない。

- (1) 休職者
- (2) 公務出張者
- (3) 海外渡航中の者(私事渡航の場合を除く。)
- (4) 病気療養者で1か月以上本務を離れることとなる者

### （議決）

第6条 議決は、別に定めがある場合を除き、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

### （構成員以外の者の出席）

第7条 議長は、必要があると認めるときは、研究科委員会の同意を得て、構成員以外の者を研究科委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

### （専攻会議）

第8条 第3条に規定する審議を円滑に行うため、研究科委員会に専攻会議を置く。

2 専攻会議に関し必要な事項は、別に定める。

### （事務）

第9条 研究科委員会の事務は、教育学部事務部において処理する。

### （雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関する必要な事項は、研究科委員会が定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。